

平成20年4月から 新しい高齢者医療制度がスタートします

5回目

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度が始まります。そこで、今回は、後期高齢者医療制度の「保険料の納め方」についてお知らせします。



保険料の納め方（原則）

年額18万円（ひと月1万5千円）以上の年金を受給しているかたは、年金から天引き（特別徴収）されます。ただし、介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超えるかたは、納付書または口座振替により、市町村へ納めていただきます（普通徴収）。

平成20年度は、現在加入している保険の種類等により、納付方法が異なります。

町国民健康保険・国民健康保険組合に加入しているかた
（平成19年9月1日以降に老人保健の医療受給者となったかたは除きます。）

平成18年中の所得をもとに計算した保険料（仮徴収額）が、平成20年4月、6月、8月の年金から天引きされます。

その後、平成19年中の所得が確定する平成20年7月に保険料が決定され、本徴収として、仮徴収額を除いた額が平成20年10月、12月、平成21年2月に支払われる年金から天引きされます。

職場の健康保険や共済組合等の被用者保険に加入している本人及び
平成19年9月1日以降に老人保健の医療受給者となったかた

平成19年中の所得をもとに決定された保険料について、平成20年4月分から9月分までは、7月に送付される納付書で納めていただきます（普通徴収）。

平成20年10月分以降は、普通徴収で納付していただく額を除いた額が、平成20年10月、12月、平成21年2月に支払われる年金から天引きされます。

職場の健康保険や共済組合等の被用者保険に加入している被扶養者のかた

被扶養者のかたを対象とした軽減措置により、平成20年4月から9月までの6か月間は、保険料の負担はありません。

平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、9割減額された保険料額（2,120円）が、平成20年10月、12月、平成21年2月に支払われる年金から天引きされます。

	平成20年4月から9月まで	平成20年10月から平成21年3月まで
町国民健康保険や国民健康保険組合に加入しているかた	仮徴収 年金から天引きされます(特別徴収)	本徴収 年金から天引きされます(特別徴収)
職場の健康保険や共済組合等の被用者保険に加入している本人及び平成19年9月1日以降に老人保健の医療受給者となったかた	7月、8月、9月に納付書で納めていただきます(普通徴収)	年金から天引きされます(特別徴収)
職場の健康保険や共済組合等の被用者保険に加入している被扶養者のかた	保険料の負担はありません	年金から天引きされます(特別徴収)

普通徴収の納期について

普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりです（納期前に納付することもできます）。

第1期	7月1日から同月末日まで	第5期	11月1日から同月末日まで
第2期	8月1日から同月末日まで	第6期	12月1日から同月25日まで
第3期	9月1日から同月末日まで	第7期	1月1日から同月末日まで
第4期	10月1日から同月末日まで	第8期	2月1日から同月末日まで

問合せ 保険年金課国民健康保険税係 内線142・147・148

埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048(833)3222

URL <https://www.saitama-koukikourei.org/>